

滋賀県市町競争入札参加資格審査申請について【守山市 工事】

1 入札参加申請者の資格

入札参加申請のできる者は、次の(1)から(3)の条件を満たし、(4)の条件に該当する者とします。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないことおよび破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 経営状態が健全であり、市税等を滞納していない者
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けているもので、同法第27条の23第1項に基づく経営事項に関する審査を経て、現に建設業を営んでおり、社会保険等（「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」）に加入している者。

2 資格の有効期間

●市内および県内本店：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

○県外本店：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3 入札参加希望業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種です。なお、市内本店業者においては、【土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事、解体工事】の9業種で格付を行います。

入札参加が認められるのは、1者につき3業種までとし、経審通知書において希望業種の総合評定値(P)の記載がある場合のみです。

参加希望業種に対応する資格を有している者を1人以上配置する必要があります。(ただし、1人の技術者が複数の資格を有する場合は、その資格に対応する各々の参加希望業種の技術者として認めます。)

4 注意事項

共同受付による申請に際し、業者番号の入力項目には電子入札時に使用する「業者番号」を入力してください。なお、新規登録業者については電子入札の番号が付与されていないため、業者番号については「000」を入力してください。